

ID: 1677

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	海岸協力団体の指定の取消し		
法令名 根拠条項	海岸法 第23条の5第3項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第23条の5第2項及び第3項の規定による。 (監督等) 第23条の5 2 海岸管理者は、海岸協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、海岸協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 海岸管理者は、海岸協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日